平成２９年（再イ）第３１号

高知市池3221番地８

再生債務者　島田　伸也

1　決議に付する再生計画案　平成30年５月11日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月14日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月14日まで

平成30年５月17日

高知地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２９年（再イ）第６０２号

大阪府吹田市穂波町25番11号（305）

再生債務者　本家　　登

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成30年３月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。

平成30年５月16日

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１５年（再イ）第１１１号

福島県いわき市常磐西郷町金山87番地（認可決定時の住所）福島県いわき市泉町滝尻字定ノ田258番地の１　清風荘Ｃ

再生債務者　箱崎　清美（認可決定時の氏名箱崎清美）

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成16年３月８日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成30年５月16日

福島地方裁判所いわき支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第４７号

岐阜県羽島郡岐南町徳田西２丁目39番地の１（テラスノバ岐南　604号室）

再生債務者　口元　義則

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成30年５月16日　　岐阜地方裁判所

平成３０年（再ロ）第１４号

大阪市都島区中野町１丁目３番３―403号

再生債務者　久保　　歩

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成30年５月16日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第９号

川崎市中原区宮内１丁目７番15―402号

再生債務者　佐藤　幸一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年５月31日まで

平成30年５月17日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（再ロ）第１０００４号

東京都江東区東砂３―19―19―602

再生債務者　伊藤　正年

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年６月４日まで

平成30年５月16日

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再ロ）第１号

富山県高岡市中保1267番地１

再生債務者　甲斐　秀二

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年６月７日まで

平成30年５月17日　富山地方裁判所高岡支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成３０年（再ロ）第６号

大阪市福島区大開４丁目１番１―809号

再生債務者　野村　孝一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月16日

大阪地方裁判所第６民事部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年５月16日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき公告します。

平成 30 年５月 25 日

大阪府大阪市中央区南本町２丁目１番１号

本町サザンビル６階

大阪菓子厚生年金基金

代表清算人　中島　孝夫

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年５月16日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、公告します。

1．代表清算人氏名　中島　孝夫

2．住所　大阪府八尾市安中町２丁目１番47号

平成 30 年５月 25 日

大阪府大阪市中央区南本町２丁目１番１号

本町サザンビル６階

大阪菓子厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.nittetsukou.co.jp/kankei/hmc9847

（乙）http://www.nittetsukou.co.jp/kankei/hks9852

平成三十年五月二十五日

青森県八戸市大字松館字長坂九番地一号

（甲）八戸松館ホテル株式会社

代表取締役　英夫

青森県八戸市大字松館字長坂三七河村番地二号

（乙）八戸鉱山探掘株式会社

代表取締役　前村　幸久

合併公告

左記会社は合併して甲はＺと丙の権利義務全部を承継し、Ｚと丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載した官報

掲載した官報の日付　平成二十九年七月十一日

掲載した官報の頁　四十四頁（号外第一四九号）

（乙）掲載した官報

掲載した官報の日付　平成二十九年七月二十八日

掲載した官報の頁　四十七頁（号外第一六五号）

（丙）掲載した官報

掲載した官報の日付　平成二十九年七月二十四日

掲載した官報の頁　七十頁（号外第一五八号）

平成三十年五月二十五日

岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目五番二号

（甲）株式会社ＡＣＬ北東北

代表取締役社長　原田　照夫

宮城県黒川郡大和町吉岡北原西田中七十二番地

（乙）株式会社エーコープ宮城

代表取締役社長　小室　秀行

山形県酒田市山居町二丁目三番八号

（丙）株式会社エーコープ庄内

代表取締役社長　鈴木　健一